

開港港域内にある検疫びよう地に検疫のみの目的で出入する船舶の取扱いについて

昭和 42 年 7 月 31 日蔵関第 758 号

標記のことについては、別紙 2 により税関長からりん議があり、別紙 1 のとおり回答したので、了知されたい。

(別紙 1)

関税局長回答

本年 6 月 17 日付をもつてりん議のあつた標記のことについては、事情やむを得ないと認められるので、貴見のとおり処理して差し支えない。

(別紙 2)

F 税関長りん議

最近の船舶殊にばら積貨物等専用船の大型化と貿易量の増大による出入船舶の増加に伴い、関門港においては昨年 4 月検疫びよう地を含む六連区域を開港地域編入、その拡張を図つたが、今後更にこの種事例が見込まれております。

ところが、これら検疫びよう地は、比較的遠隔地にあるため、現行法令、通達に基づく船舶関係業者の税関に対する人出港手続及びとん税納付手続（非課税証明）等に要する経費及び労力の負担が著しいとともに、一方、これらの手続の履賤を確保するための取締りについても困難性を伴っている現状であります。

ついでには、その打開方策として、検疫のみの目的で当該びよう地に入港し、検疫終了後直ちに他港向け出港する船舶については、取締上の必要度及び業者の利便を考慮して、入港届を要しないものとして取り扱うこととしたいが、そのためには関係法令の改正によらなければ困難と思料されるので、取りあえず、

- (1) 代理店名により人出港届を提出させる。
- (2) とん税法施行令（昭和 32 年政令第 48 号）第 4 条((非課税の場合の証明))に基づく船長の非課税理由証明は、便宜代理店名により提出させる。

ことにより事務の簡素合理化を図ることとしたいので、他関との関連もあり、ご検討のうえ何分のご指示を得たくりん議します。